

[別冊 6]

工事等・第 2 回

建設工事等入札参加資格審査申請の Q & A

[令和 3 年 8 月版]

目 次

共同受付・審査結果関係	1 ~ 2 ページ
申請に係る共通事項関係	3 ページ
委任状・使用印鑑届関係	4 ページ
納税証明書関係	5 ~ 6 ページ
経営事項審査（経審）関係	7 ページ
建設工事の申請関係	8 ~ 10 ページ
設計・調査・測量の申請関係	11 ~ 13 ページ
土木施設維持管理の申請関係	14 ~ 15 ページ
埼玉県の個別書類関係	16 ~ 19 ページ
各市町等の個別書類関係	20 ページ

共同受付・審査結果関係

1 県内全市町村等へ申請ができるのか。

第2回申請(新規・追加)の受付は、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)に参加している66自治体のうち、35自治体で実施します。詳しくは、手引2ページを参照してください。

なお、システムに参加していない越生町及び東秩父村には、共同受付では申請できません。別途当該自治体に確認してください。

2 県へは申請はせず、市町等だけに申請したい。この場合も県に申請書等を提出するのか。

市町等のみへの申請であっても、共同受付窓口である県に申請書等を一括して提出してください。自治体別書類は、共同受付窓口(県)から各自治体へ送付します。

3 東京都の資格審査を受けていれば、埼玉県の入札にも参加できるのか。

埼玉県の入札に参加するには、埼玉県に申請しなければなりません。

4 審査結果は、いつごろどのように連絡があるのか。

審査結果の連絡(通知文の発送、電話連絡等)は行いません。競争入札参加資格申請受付システムで確認してください。

参加資格が有効となった後(令和3年12月)に同システムにログインすると、メインページの「申請状況確認」欄に結果通知書が表示されます。

詳しくは、手引24ページ(第4章 - 審査結果の確認方法について)を参照してください。

5 新規申請したが、ユーザIDとパスワードはいつごろもらえるのか。

ユーザIDとパスワードは、共同受付窓口から令和3年11月末頃に申請事業所あてに郵送します。

6 名簿に登載されたら、すぐに電子入札に参加できるのか。

電子入札システムで入札案件に参加するには、電子入札システム対応の電子証明書(ICカード)を認証局から購入し、システムで利用者登録の操作を行う必要があります。

詳細は、ホームページを参照してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html>

< システム操作等に関するお問合せ >

電子入札ヘルプデスク TEL: 048-830-2263

受付時間(平日): 8:30 ~ 17:00

7 第2回申請の期間を過ぎてしまったが、申請できないのか。

受付期間を過ぎてしまうと、申請はできません。

次回の受付は、令和3・4年度第3回申請（新規・追加）です。詳しくは、令和3年11月頃に埼玉県入札審査課ホームページに掲載する予定です。

8 令和3・4年度の更新申請を行わなかった。この場合、「新規申請」と「追加申請」のいずれに該当するのか。

また、平成31・32年度以前のユーザIDや電子証明書（ICカード）はそのまま使えるのか。

更新申請を行わなかった事業所が今回初めて申請する場合は、「新規申請」に該当します。

新規申請の方には、ユーザID及びパスワードが新しく交付されます。従前のユーザIDを引継いで使用することはできません。

従前のユーザIDで利用者登録した電子証明書（ICカード）は、新たなユーザIDで利用者登録することはできません。新しい電子証明書（ICカード）で新しいユーザIDに利用者登録してください。

< 利用者登録のシステム操作等に関するお問合せ >

電子入札ヘルプデスク TEL：048-830-2263

受付時間（平日）：8：30～17：00

9 現在、「工事等（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理）」の業務ではシステムに登録がないが、「物品等」での登録がある。

この場合、「新規申請」に該当するのか。

「工事等（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理）」のいずれかの業務でシステムに登録がない場合は、「新規申請」に該当します。

申請に係る共通事項関係

1 「申請地方公共団体申請書（様式A - 1）」の所在地、事業所名は本店を記入すればよいのか。

様式A - 1には、申請する事業所（入札参加資格者名簿に登載したい事業所）の情報を記入してください。

本店で申請する場合は、本店の所在地を記入し、事業所名は『本店』と記入してください。（本社ではなく本店で統一しています。）

支店や営業所で申請する場合は、当該支店等の所在地を記入し、事業所名は『支店』、『営業所』等と記入してください。

2 登記していない支店を申請事業所とすることはできるのか。

登記の有無は、申請する際の条件ではありません。

ただし、建設工事並びに測量業務及び建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠に係る業務を申請する際には、申請する事業所で、許可、登録等を受けていることが条件です。

詳しくは、手引4ページ（第2章 - 資格要件について）を参照してください。

3 個人事業者の場合、「競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式B - 1）」の資本金及び自己資本額はどのように記入するのか。

資本金は「0（ゼロ）」を記入してください。

自己資本額は、次のとおり算出してください。

「期首資本金」 + 「事業主借勘定」 + 「事業主利益」 - 「事業主貸勘定」
「貸借対照表の資本合計の額」

4 「競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式C - 1）」の主要取引銀行は、指定する金融機関があるのか。

指定する金融機関はありません。

5 「組合員名簿（様式C - 7）」、「役員名簿（様式C - 8）」は、どのような場合に作成するのか。

この様式は、中小企業等協同組合が申請をする場合にのみ作成し、自治体別個別書類に添付してください。

委任状・使用印鑑届関係

1 「委任状(様式C-5)」のあて先はどのように書けばいいのか。

『埼玉県知事』、『市長』、『町長』、『企業長』、『組合管理者』と記入してください。長の氏名は記入不要です。

越谷・松伏水道企業団、戸田競艇企業団は『企業長』となります。

秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合は『組合管理者』となります。

2 「委任状(様式C-5)」と「使用印鑑届(様式C-6)」があるが、両方提出しなければならないのか。

委任状又は使用印鑑届のいずれか一方を提出してください。

ア 代表者以外の者に契約の権限を委任する場合(例:支店長が契約者となる場合)委任状を提出してください。

イ 代表者で契約する場合

使用印鑑届を提出してください。(埼玉県の場合は、使用印鑑届の提出は不要です。)

3 「委任状(様式C-5)」及び「使用印鑑届(様式C-6)」の代表者役職名は「代表取締役」とするのか、社内呼称である「代表取締役社長」とした方がいいのか。

履歴(現在)事項全部証明書に合わせて、「代表取締役」と記入してください。

4 「委任状(様式C-5)」又は「使用印鑑届(様式C-6)」の日付はいつを記入するのか。

申請日を記入してください。

5 「使用印鑑届(様式C-6)」に印鑑証明書を添付する必要があるのか。

原則、印鑑証明書は不要です。ただし届出内容により、必要となる場合があるため、各自自治体の別冊2添付書類一覧を確認してください。

なお、「代表者印(実印)」欄には印鑑登録をしている印を押印してください。

6 「使用印鑑届(様式C-6)」の「使用印鑑」欄の印は代表者の実印と同じでなければならないのか。

代表者の実印と同じ印である必要はありません。

ただし、代表取締役の印である必要があります。

また、代表取締役の個人印(認印)では、受け付けることはできません。

納税証明書関係

1 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書が必要とあるが、社長個人の納税証明書が必要なのか。

法人の場合、社長個人の納税証明書は必要ありません。

なお、必要な当該納税証明書は次のとおりです。

- ア 法人の場合・・・納税証明書(その3の3)
- イ 個人事業者の場合・・・納税証明書(その3の2)

2 法人を設立した(又は支店を開設した)ばかりで、法人税や法人県民税及び法人事業税の納税証明書を取得できない。

この場合、納税証明書は必要ないか。

納税証明書の代わりに次のものを提出してください。

- ア 税務署で発行されるもの・・・開設届を提出している旨の証明書
- イ 県税で発行されるもの・・・県税に関する証明書

なお、市町村役場によっては、このような証明書が発行されない場合があります。この場合には、開設届(受理印が押印されているもの)の写しを提出してください。

開設届とは

法人を設立又は支店を開設した際に、税務署、県税事務所及び市町村役場へ提出しなければならない届出のこと。

届出後に、受理印押印済のものが届出者に返却されます。

3 法人税及び消費税及び地方消費税の証明書として、「納税証明書(その1)」を取ってしまったが、これでも受け付けられるか。

「納税証明書(その1)」は、受け付けることができません。

「その1」は当該年度のみ(単年度)の証明です。このため、「その1」では、証明時点で未納がないということを確認することができません。

「その3の2」又は「その3の3」は、証明時点で未納がないという証明です。そのために、入札参加資格審査では「その1」ではなく、「その3の2」又は「その3の3」の提出を必要としています。

4 A市にある法人Bが、A市にのみ申請をする。県を含めて他の自治体に申請をしない場合、納税証明書は何を提出すればいいのか。

法人税並びに消費税及び地方消費税の「納税証明書(その3の3)」及びA市の納税証明書の2種類を提出してください。

県に対して申請を行わない場合は、県税である法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出は不要です。

5 法人県民税及び法人事業税の納税証明書の年度は、経営事項審査の決算時期に合わせるのか。

決算時期を合わせる訳ではありません。

1 事業年度だけではなく、現在において滞納がないことの証明書が必要です。

6 国税の納税証明書（その3の2又はその3の3）に納期末到来の消費税及び地方消費税の未納額がある旨記載されているが、申請できるか。

納期末到来（申請日が納期限の前日以前）であれば、申請をすることができます。

しかし、納期限到来後（申請日が納期限の日以降）の場合は、申請をすることができません。申請日現在、未納がないことの納税証明書を改めて取得し、申請してください。

7 法人税、所得税等を分納しているため、滞納のないことの証明書がないが、申請できるか。

法人税（個人事業者の場合は所得税）消費税及び地方消費税が完納ではないため、申請をすることができません。

8 新型コロナウイルス感染症等の影響で納税の猶予制度を受けていて納税証明書が発行されないが、どうすればいいのか。

共通書類の納税証明書（納税証明書その3の2、その3の3）が発行されない場合は、手引の23ページに掲載している書類を提出してください。

個別書類の納税証明書について、別冊1（チェックリスト）・別冊2（添付書類一覧）で御確認下さい。不明な点がある場合は、各自治体にお問い合わせください。

経営事項審査関係

1 経営事項審査(以下「経審」という)の総合評定値通知書がないと申請できないのか。これはどの自治体も同じ取扱いか。

建設業法で公共工事を行う場合には経審を受けていなければならないとされています。経審を受審していないと、資格要件を満たさないことになるので、申請を受け付けることはできません。

共同受付に参加している市町等も全て同じ取扱いです。

2 経審は申請からどのくらいで結果が出るのか。

経審の申請受付を行っている機関へ確認してください。

3 経審に有効期限はあるのか。

経審の有効期間は審査基準日(決算日)から1年7か月です。

4 経審の総合評定値通知書をなくしてしまった。

(1) C I I Cのホームページを印刷したもので代用できないか。

(2) 再発行してもらえるのか。

(1) C I I Cのホームページを印刷したものではありません。

許可行政庁の公印が押印されている総合評定値通知書が必要です。

(2) 再発行できます。ただし、別途手数料が必要です。経審の申請を行った機関に確認してください。

< 埼玉県知事が発行する経審に関するお問合せ >
埼玉県 県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担当
TEL : 048 - 830 - 5183

建設工事の申請関係

1 建設業の許可がなくても申請は可能か。

申請する業種について、次のア、イの両方が必要です。いずれかが欠けている場合は申請できません。

ア 建設業許可を受けていること

イ 経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

2 建設業の許可と経審を受審していれば、何業種でも申請できるのか。

同一の申請自治体に対し、5業種まで申請することができます。

ただし、原則として、令和3・4年度名簿の有効期間中に次の申請はできません。

(1) 抹消した業種を、再度、申請すること

(2) 5業種申請後に、業種の抹消により登録業種数が4業種以下になった場合に業種を追加すること

(3) 他の業種に変更すること

なお、(1)から(3)については、自治体によって取扱いが異なります。手引11ページから13ページを参照してください。

3 本店と支店の両方で同一の工事業種を申請できるか。

同一の自治体に対し、本店と支店で同一業種を申請することはできません。

なお、同一業種でなければ、本店、支店で合わせて5業種まで申請をすることはできます。

4 東京支店で申請したいが、建設業許可を本店で取っており、東京支店は許可がない。この場合でも、東京支店で申請できるか。

東京支店で建設業許可を得ていない場合は、申請をすることはできません。建設業許可を得ている営業所で申請してください。

申請する営業所で許可を得ているかどうかは、建設業許可申請書の「別紙二・営業所一覧表」で確認してください。

5 法人として「 工事業」、「 工事業」の許可を受けているが、東京支店では「 工事業」の許可しか受けていない。東京支店で「 工事業」を申請できるか。

東京支店で許可を得ていない業種を、申請することはできません。

支店での許可を得ているかどうかは、建設業許可申請書の「別紙二・営業所一覧表」で確認してください。

6 支店で申請をする場合、代理人に必要な要件はあるのか。

代理人は、建設業法施行令第3条に規定する使用人としてください。

建設業許可申請書の「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）」で確認してください。

7 「建設工事請負個別情報（様式C-2）」の業種名、工事名はどのように記入するのか。

手引の「別表1」の業種名、工事分類名にしたがって記入してください。

また、別冊4の建設工事請負個別情報（様式C-2）の記入例及び記載要領を確認してください。

8 「建設工事請負個別情報（様式C-2）」の工事の実績高割合はどのように算出するのか。

経審で受審した完工高を、手引の「別表1」の工事分類ごとに振分けて、実績高割合を算出してください。

なお、実績高割合は、実績がある場合は業種ごとに100%となるように記入してください。

実績がない場合は0%と記入してください。

9 橋梁の点検、修繕を希望しているが、どの業種・希望工事を申請すればよいのか。

発注案件ごとに、選択される業種・工事分類が変わる可能性があります。

手引の「別表1」の工事の内容例示を確認のうえ、該当しそうなものは可能な限り広く申請することをお勧めします。

過去の発注状況は、「入札情報公開システム」で検索することができます。業種・工事分類選択の参考にしてください。

< 入札情報公開システム >

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札情報公開システム

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

< システム操作等に関するお問合せ >

電子入札ヘルプデスク TEL: 048-830-2263

受付時間(平日): 8:30 ~ 17:00

10 監理技術者の証明書を提出することになっているが、監理技術者がいない場合はどうすればいいのか。

監理技術者がいない場合は、提出は不要です。

11 監理技術者証に、所属建設業者名が入っていない場合は、受け付けてもらえないのか。

所属建設業者名の記入されていない監理技術者証では、受け付けることができません。
監理技術者証が必要な工事の工事現場で、専任の監理技術者として業務に従事する場合には、所属建設業者名が記入された監理技術者証を携帯していなければならないとされています。

監理技術者証が必要な工事とは

- ア 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設又は工作物（国、地方公共団体等が発注する施設又は工作物若しくは鉄道、学校、病院、共同住宅等の施設又は工作物）に関する重要な建設工事を直接請け負い、
- イ かつ、当該工事を施工するために締結した下請契約金額の合計が、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合

12 監理技術者講習終了証の写しは必要ないのか。

監理技術者講習終了証の写しは不要です。

13 電気工事業開始届の届出はしたが、受理通知書が届くのに時間がかかるとのことである。この場合、受け付けてもらえるか。

行政庁で受理したことが分かる書類があれば、受け付けることができます。
なお、受理通知書が届きたい、共同受付窓口へ提出してください。

14 特例浄化槽工事業業者届出書は、埼玉県知事に届け出たもの以外は、認められないのか。

建設業許可とは異なり、工事を受注・施工しようとする都道府県ごとへの届出が必要です。そのため、浄化槽工事を希望する場合は、埼玉県知事への届出が必要です。（浄化槽法第21条、第33条参照）

15 建設業許可申請書の控えが、どこへ行ったか分からなくなってしまった。どうすればいいか。

「建設業許可申請書」の控えの写しは、共通書類及び自治体別書類として必ず提出してください。

紛失された場合は、許可行政庁へ確認してください。許可行政庁によりますが、当該申請書の写しの交付を行っている場合があります。

1 測量業務を県内の営業所で申請したいと思うが、国土交通省の測量業務の登録は県外の本店のみで、営業所の登録はしていない。この場合、申請できるのか。

申請をすることはできません。

建築関連コンサルタント業務を申請する際も、建築士事務所登録が必要となっているため、申請をすることはできません。

2 建築士事務所登録をしていないが、建築関連コンサルタント業務を申請できるか。

申請先により取扱いが異なります。次のとおりです。

ア 戸田競艇企業団は、申請する事業所で建築士事務所登録がないと建築関連コンサルタント業務の申請をすることができません。

イ 戸田競艇企業団を除く自治体は、申請する事業所で建築士事務所登録がないと、建築関連コンサルタント業務のうち「**建築意匠**」に係る業務は申請をすることができません。

3 地質調査業者登録をしていないが、地質調査業務を申請できるか。

地質調査業務は、国土交通省への登録の有無にかかわらず申請をすることができます。補償コンサルタント業務、建設コンサルタント業務も同様に申請をすることができます。

4 不動産鑑定は、どの業務に分類すればよいのか。

「その他」に分類し、内容欄に「不動産鑑定」と入力してください。なお、申請に当たって、不動産鑑定業者の登録が必要です。

5 補償説明業務を申請したいが、業務名はどこに分類すればよいのか。

「その他」に分類し、内容欄に「補償説明」と入力してください。

6 計量証明業務を申請したいが、業務名はどこに分類すればよいのか。

「その他」に分類し、内容欄に「計量証明」と入力してください。なお、申請に当たって、計量証明事業者の登録が必要です。

7 土地家屋調査士業務を申請したいが、業務名はどこに分類すればよいのか。

「その他」に分類し、内容欄に「登記業務」と入力してください。

なお、申請に当たっては、次のいずれかを、商号又は名称に含む場合のみ申請できます。

ア 土地家屋調査士事務所

イ 土地家屋調査士法人

ウ 社団法人 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

ア及びイは、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

8 「設計・調査・測量共通情報（様式B - 3）」の記入方法について

(1) 経理の職員はどこに記入するのか。

(2) 「2職員数」と「3技術職員等」はどのように記入するのか。

(3) 不動産鑑定士等は「3技術職員等」で 事務職員の欄に入っているが、「2職員数」の「技術職員」と「その他」のいずれに記入するのか。

(1) 設計・調査・測量の業務に関連した経理職員である場合は、設計・調査・測量業務に係る常勤役員・使用人欄の「その他」に入力（計上）してください。

(2) 「3技術職員等」は、「2職員数」の設計・調査・測量に係る技術職員及び事務職員の内訳です。したがって、「2職員数」「3技術職員等」となります。

ア 「2職員数 技術職員」の内訳を「3技術職員等 技術職員」に入力（計上）してください。

イ 「2職員数 その他」の内訳を「3技術職員等 事務職員」に入力（計上）してください。

ウ 「2職員数」は、実人数を入力（計上）してください。

エ 「3技術職員等」は、該当する者が複数の資格を持っている場合は、資格ごとの人数（延べ人数）を入力（計上）してください。

(3) 「その他」に入力（計上）してください。

9 「設計・調査・測量共通情報（様式B - 3）」の年間平均業務実績高は2年間の平均となっているが、営業期間が2年（24か月）に満たないときはどうするのか。

(1) 1回目の決算手続きが完了していない場合

年間平均業務実績高を「0（ゼロ）」と記入してください。

(2) 1回目の決算が完了しており、1期目の事業期間が12か月の場合

12か月分の売上高を年間平均業務実績高に記入してください。

(3) 1回目の決算が完了しており、1期目の事業期間が11か月以下の場合

$1期目の売上高 \div 1期目の月数 \times 12月$

(4) 2回目の決算が完了しており、1期目の事業期間が11か月以下の場合

(2期目も11か月以下の場合は(3)と同様に2期目の売上高を算出してください。)

$(3) + 2期目の売上高 \div 2$

(5) 決算期変更等の場合

審査基準日（直近の決算日で、決算手続が完了しているもの）からさかのぼります。

24か月分の売上高÷2

10 「設計・調査・測量個別情報（様式C-3）」のうち「2関連(系列)業者情報」には、他の設計・調査・測量の会社も記入するのか。

設計・調査・測量の会社も含めて記入してください。別冊4記入例のとおりです。

11 登録情報の写しを添付することになっているが、国土交通省等登録機関への登録申請の際に提出した書類を全て添付しなければいけないのか。

(1) 測量業者登録は、登録通知書、申請書及び別表第十一（営業所の名称、所在地）が必要です。

(2) 建築士事務所登録は、登録通知書に次のア～ウの全ての事項が記載されている必要があります。

なお、当該記載事項が欠けている場合は、確認できる資料として申請書等が必要です。

ア 建築士事務所の名称

イ 所在地

ウ 開設者

(3) 前述(1)、(2)以外の登録は、登録通知書のみ提出してください。

12 登録が必要な業務を法人で申請したい場合、代表者個人の登録があれば申請できるか。

法人代表者個人の登録では申請をすることができません。法人での登録が必要です。

13 申請できる業務数に、制限はあるのか。

「設計・調査・測量」において申請できる業務数の制限はありません。

土木施設維持管理の申請関係

1 土木施設維持管理の登録には、契約実績は必要か。

登録に際して、契約実績は不要です。

2 維持管理を申請するのに、経営事項審査は必要なのか。

不要です。経営事項審査を受けていなくても申請をすることができます。

3 建設工事を5業種申請していると維持管理の申請はできないのか。

建設工事を5業種申請していても維持管理の申請はできます。

4 「土木施設維持管理共通情報(様式B-4)」の記入の方法について

(1) 建設工事も行っており、職員は工事と兼任している。この場合、職員数はどうなるのか。

(2) 年間平均業務実績高はいつの売り上げを平均するのか。

(1) 兼任の職員数は「土木施設維持管理業務に係る常勤役員・使用人」に含めず、「左記以外の業務に係る常勤役員・使用人」に入力(計上)してください。

よって、全社員が建設工事と兼任している場合には、土木施設維持管理業務に係る常勤役員・使用人は「0人」です。

(2) 直近2年間の決算額の平均売上高を入力してください。

5 「土木施設維持管理共通情報(様式B-4)」の年間平均業務実績高は2年間の平均となっているが、営業期間が2年(24か月)に満たないときはどうするのか。

(1) 1回目の決算手続きが完了していない場合

年間平均業務実績高を「0(ゼロ)」と記入してください。

(2) 1回目の決算が完了しており、1期目の事業期間が12か月の場合

12か月分の売上高を年間平均業務実績高に記入してください。

(3) 1回目の決算が完了しており、1期目の事業期間が11か月以下の場合

$1期目の売上高 \div 1期目の月数 \times 12月$

(4) 2回目の決算が完了しており、1期目の事業期間が11か月以下の場合

(2期目も11か月以下の場合には(3)と同様に2期目の売上高を算出してください。)

$(3) + 2期目の売上高 \div 2$

(5) 決算期変更等の場合

審査基準日(直近の決算日で、決算手続きが完了しているもの)からさかのぼります。

$24か月分の売上高 \div 2$

6 建設工事は社会保険等の加入を入札参加資格者名簿への登載の資格要件と しているが、土木施設維持管理はどうか。

土木施設維持管理について、令和3・4年度名簿から一部の自治体で資格要件とします。
詳しくは、手引の9ページで確認してください。

埼玉県の個別書類関係

- 1 別冊2「申請書(基本個別情報)(様式C-1)」記入事項には、県に建設工事を申請する場合、予備欄5には総職員数を記入するとあるが、建設業に係る職員数だけを記入するのか。

また、支店で申請するが、支店の職員数を記入する必要があるのか。
建設工事だけでなく、営業等も含めて常勤の職員、全ての人数を入力してください。
また、支店で申請する場合も、会社全体の総職員数を入力してください。
なお、内訳として、支店の職員数の入力不要です。

- 2 埼玉県だけに申請する場合、「使用印鑑届(様式C-6)」は提出しなくてよいのか。

提出は不要です。市町等に申請する場合のみ提出してください。

- 3 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定又は大臣認定に対する評価点については、従業員100人超の事業者は対象とならないのか。

「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けている場合は、対象となります。認定書の写しを提出してください。

- 4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定又は大臣認定に対する評価点については、従業員300人超の事業者は対象とならないのか。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく厚生労働大臣(労働局長)の認定を受けている場合は、対象となります。認定書の写しを提出してください。

- 5 女性技術職員雇用に対する評価点について

- (1) 女性技術職員雇用で評価点の対象となるのはどのような場合か。
(2) 評価点の対象となる雇用は技術職員だけなのか。
(3) 雇用の確認はどのようにするのか。

(1) 評価点の対象は、申請日現在、女性技術職員を常勤雇用している場合です。また、評価対象は、新規雇用者と異なり1名のみです。ただし、役員(申請日現在)は「雇用」に当たらないため対象外です。個人事業者の場合は、事業専従者も対象外です。

対象は、県内の事業所において雇用している場合です。

- (2) 技術職員のみが対象です。事務職、経理担当等の職員は対象外です。
(3) 次のアからエの書類で確認します。

- ア 「女性技術職員雇用の状況(様式D-2-6)」(必須)
- イ 直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し
(国民健康保険組合に加入している事業者の場合は、適用除外承認証の写し)
- ウ 当該職員の健康保険被保険者証の写し
- エ 個人事業者の場合、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書

6 若年技術職新規雇用(34歳以下)に対する評価点について

(1) 若年技術職新規雇用で評価点の対象となるのはどのような場合か。

(2) 評価点の対象となる新規雇用は技術職員だけなのか。

(3) 新規雇用の確認はどのようにするのか。

(1) 評価点の対象は、平成30年10月1日から令和2年9月30日までに、新たに34歳以下の技術職員を常勤雇用し、申請日現在も継続して雇用している場合です。また、評価対象は新規雇用者のうち2名に限ります。

ただし、役員(申請日現在)は「雇用」に当たらないため対象外です。個人事業者の場合の事業専従者も対象外です。

対象は、県内の事業所において雇用している場合です。

(2) 技術職員のみが対象です。事務職、経理担当等の職員は対象外です。

(3) 次のアからエの書類で確認します。

- ア 「若年技術職新規雇用の状況(様式D-2-7)」(必須)
- イ 採用通知書等の写し(雇用年月日が明記されているもの)
- ウ 直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し
(国民健康保険組合に加入している事業者の場合は、適用除外承認証と該当新規雇用職員の被保険者証の写し)
- エ 個人事業者の場合、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書

7 4週8休等の取組状況について

(1) 埼玉県が発注する総合評価方式による4週8休の実施は、全工期にわたって発注者が指示又は承諾した場合は除くとある。このような場合、厳密にいうと4週8休が完全に実施されていないと思われるが、このような工事を実績として認めるのか。

(2) 国土交通省、埼玉県、さいたま市の週休二日モデル工事以外は評価点の対象とならないのか。

(3) 国土交通省の週休二日制モデル工事は、4週6休でも「履行実績取組証」が発行される。この履行実績取組証では、4週8休なのか4週6休なのか区別がつかない。履行実績取組証が提出されれば、4週6休でも評価点の対象とするのか。

- (1) 埼玉県が発注する総合評価方式において4週8休とは、契約工期の間、4週間ごとに8日以上の日（現場において従事する者がいない日）を設けることとしています。このため、4週8休の実施に係る資料が提出され、その資料で4週8休履行が確認できた場合、評価点の対象とします。
- (2) 国、埼玉県、さいたま市以外の自治体が発注した工事であっても週休二日モデル工事であることがわかる公告文、契約書等がある場合は評価点の対象となる場合があります。ただし、埼玉県内で施工したものに限り、なお、週休二日モデル工事ではなく、受注者が自ら4週8休を実施した工事については、対象外とします。
- (3) 国土交通省の週休二日制モデル工事は、4週6休であっても「履行実績取組証」が発行されます。国土交通省のモデル工事で申請する場合は、現場の閉鎖状態がわかる書類も提出してください。

8 ボランティア活動に対する評価点について

(1) 県機関等の施設管理に関する活動とは具体的にはどのようなものか。

(2) ボランティア活動の実績はどのように確認するのか。

- (1) 対象となるボランティア活動は、平成30年10月1日から令和2年9月30日までの間に実施された、道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動です。当該活動の実施場所は、県が管理する施設、又は県が調整・選定した施設に限ります。ただし、防災協定に基づく活動は対象となりません。

また、国、市町村との協定等に基づくボランティア活動も対象外です。

具体的には、次のア～ウ等が該当します。

- ア 彩の国ロードサポート制度実施要綱に基づき、県、市町村、企業の三者で確認書を取り交わしている企業が、ボランティア活動（活動支援を除く）を実施した場合
- イ 川の国応援団登録団体支援実施要領に基づき、県、市町村、企業の三者で協定を締結している企業がボランティア活動を実施した場合
- ウ 企業・団体と県が調整して選定した養護施設等においてボランティア活動を実施した場合

- (2) ボランティア活動実績は、提出された県機関等との協定書、県機関等からの感謝状等により確認します。

ア 県に提出する書類

(ア) 「地域貢献の実施状況（様式D-2-10）」（必須）

(イ) 協定書等（確認書、認定書）の写し（前述（1）ア、イの場合は必須）

(ウ) 感謝状等の写し（前述（1）ウの場合は必須）

(エ) 活動実績が分かる新聞記事・写真等

(オ) 県機関等へ提出した活動報告書の写し（前述（1）ア、イの場合は必須）

イ 前述（2）ア（ア）～（オ）の書類のうち、活動実績の確認できないものは、評価点は加点できません。

ウ 資格審査後、申請内容に虚偽が判明したときは、登録の抹消又は入札参加停止措置を行う場合があります。

9 インターンシップ等の受入れに関する評価点について、どのようなものが評価対象となりますか。

次の2点を満たすインターンシップ等を評価対象とします。

(1) 次に掲げる学生・生徒が参加した就業体験活動であること。

大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校、高等学校、

中等教育学校(後期課程)、専修学校、各種学校、

高等技術専門学校(職業能力開発校)、職業能力開発大学校(同短期大学校を含む)、

特別支援学校(高等部)

(2) 同一人が3日以上出席した活動であること。

なお、学生・生徒が所属する学校の所在地及び活動した場所の所在地は問いません。

各市町等の個別書類関係

1 「申請書（基本個別情報）（様式C - 1）」の記入内容を教えてほしい。

申請する自治体ごとに、記入内容が異なります。

別冊5「申請書（基本個別情報）（様式C - 1）記入事項」を参照のうえ、必要事項を記入してください。

また、記入内容に対する疑問点等を、共同受付窓口でお答えすることができません。申請する自治体へ、直接、確認してください。

2 工事経歴書、業務経歴書の書き方を教えてほしい。

申請する自治体へ、直接、確認してください。

工事経歴書、業務経歴書は、一部の自治体で提出を求めている書類のため、記入内容に対する疑問点等は、共同受付窓口でお答えすることができません。

また、申請する自治体ごとに独自に提出を求めている書類（記入方法も含む）も同様に、申請する自治体へ直接、確認してください。